

第4回
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
大会施設工事安全衛生対策協議会

日 時：平成29年12月26日（火）
14:00～14:50
場 所：AP新橋虎ノ門 11階貸会議室A

○井上安全課長 それでは、定刻になりましたので「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生対策協議会」の第4回目を開催したいと思います。
私は厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長の井上でございます。よろしくお願いいたします。

本日の構成員の出席状況でございますけれども、全国建設業協会の中筋様が所用のため、本日は星様に代理で御出席いただいております。

では、開催に当たりまして、当協議会座長の田畑厚生労働大臣政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田畑政務官 厚生労働大臣政務官の田畑裕明でございます。

第4回目の協議会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

何よりも、きょうは年末も差し迫った中ではありますが、この協議会に足を運んでいただきまして御参加をいただいたことに心から感謝のお礼を申し上げたいと思っております。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催まで1,000日を切りまして、ちょうど今、小学生のマスコットの投票も行われているようでありますし、いろいろな町を見ましてもロゴマーク入りのポスターですとか、カウントダウンを示す掲示板が見られるなど、大会機運の盛り上がりを感じつつある昨今でなかろうかと思っております。

その一方で、新国立競技場の整備工事の建設現場におきまして、働かれていた若者が過重労働に伴います精神疾患が原因で自殺されるという痛ましい事案が発生したことも記憶に新しいところでございます。改めて、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げる次第であります。

また、働くことによって命を落とすことがあってはならないという決意のもと、働く方々の安全と健康の確保に取り組んでいく必要があるかと思っております。本日はJSCから、この事案を踏まえた、発注者や元請事業者における健康管理対策についての御説明をいただきたいと思っております。

現場において、事業者が法令に基づいた対策を講ずることはもちろんであります。発注者の皆様初め、構成員の皆様におかれましても、建設工事に従事される方の心身の健康

管理について、それぞれのお立場から積極的な対策を講じていただきたいと思います。

最後になりますが、皆様におかれましては、2020年東京大会の施設工事の安全衛生対策の強力な推進役として、引き続き御尽力をお願い申し上げまして、冒頭の御挨拶にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

○井上安全課長 政務官、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料を確認したいと思います。

皆様のお手元には、本日の議事次第。

それから、その下に資料がございます。

資料1「協議会開催要綱」。

資料2「大会施設工事における災害の発生状況」。

資料3「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組等について」。

資料4「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生推進連絡会の取組について」。

その下に、参考資料といたしまして「大会施設工事 対象工事一覧」。それから、パンフレットですけれども「東京産業保健総合支援センター 事業案内」。もう一つのパンフレットといたしまして「建設現場のメンタルヘルスと職場環境改善」をお配りしてございます。

過不足、乱丁等ございましたら、お申しつけいただけたらと思います。

それから、資料1の協議会開催要綱をごらんいただきたいと思いますけれども、開いていただきまして2ページ目と3ページ目、このあたりの構成員、それから、幹事会の方々の下線のある方につきましては、7月の第3回協議会以降、人事異動等により新たに協議会幹事会の構成員になられた方、または役職の変更があった方々です。よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴の皆様におかれましては、カメラ撮影等はここまでとさせていただきます。御協力をよろしくお願い申し上げます。

(カメラ退室)

○山越局長 厚生労働省の労働基準局長でございます。これからの進行は私が務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の「(1) 大会施設工事における災害の発生状況について」。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 事務局から資料2-1について御説明申し上げます。

本協議会においては、100万労働時間当たりの休業災害件数を示す度数率というもので災害の発生をフォローしていくということにさせていただきます。資料2-1の一番上を見ていただきたいと思いますのですが、本年上半期、9月末現在で進行中の大会施設工事は、新国立競技場

整備工事を初め7件となっております。

この7件の延べ工事日数が、1のところがございますとおり、2,367日で、度数率の分母となる延べ実労働時間数【A】と書いてありますが、これが350万2,741時間となっております。

一方、度数率の分子となる、この期間中の休業1日以上の災害発生件数【B】と書いてあるところがございますが、死亡1人と休業8日以上災害が3人の計4人となっております。度数率に直しますと、1.141962と右側のほうに書いてある数字のとおりでございます。これが本年上半期、9月末時点における大会施設工事の度数率となります。

厚生労働省が毎年統計をとっている労働災害動向調査によりますと、総合工事業の度数率は、年によって多少上下しますが、平成27年で0.92、平成28年で0.64となっております。9月末時点における大会施設工事の度数率は、平成27年、28年と比べると、残念ながら少し悪い状況にあると言えます。

次に、このページの下の方の(3)をごらんください。不休災害の被災労働者数でございますが、44人となっております。その多くは熱中症で、一部には休業を要しない程度の接触災害などが発生しています。

ページをめくって、資料2-2をごらんください。資料2-2は、9月末までに発生した休業4日以上災害の発生状況の概要をお示ししたものでございます。

一番上の「過労自殺」とあるのは、既に皆様御案内のとおりかと思いますが、新国立競技場建設現場において管理業務に従事していた方が過労自殺し、10月に労災認定されたものでございます。

2番目以下は、飛来・落下、挟まれ・巻き込まれ、激突されといった事故が3件ほど起きているということ、概要を示したものでございます。

以上でございます。

○山越局長 それでは、ただいまの説明に御意見、御質問とかがございますれば、お願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、引き続き議題の(2)に入りたいと思います。議題の「(2)新国立競技場整備工事における健康管理対策について」でございます。

この健康管理対策については、先ほど政務官の挨拶にもございましたけれども、新国立競技場整備工事における過重労働による労災事案を受けまして、現在、発注者、元請事業者において取り組んでおられる健康管理対策について御説明をいただくものでございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの望月様、御説明をお願い申し上げます。

○望月理事 日本スポーツ振興センターの望月でございます。本日は資料3に基づきまして、少しお時間をいただきまして、新国立競技場整備事業における健康管理の取り組みにつきまして御説明をさせていただきます。

先ほど田畑大臣政務官からもお話がございましたけれども、新国立競技場の建設工事に

携わってございました下請事業者の従業員の方が3月にお亡くなりになられまして、10月に労災認定がなされた事案をJSCとしても、また大成JVとしても非常に重く受けとめてございます。

今回用意をさせていただきました資料の2ページをごらんください。「新国立競技場整備事業における健康管理に係る取組について」ということで、これは元請事業者でございます大成JVにおきまして、下請事業者に対して、本事案を踏まえまして、健康管理に係る取り組みを自主的に講ずるとしたものでございます。

この内容につきましては、11月14日、新国立競技場整備計画再検討のための関係閣僚会議というものがございますけれども、この場で日本スポーツ振興センターの理事長の大東のほうから報告をさせていただきますとともに、同日の1カ月に一度の定例の記者の方々に行うブリーフィングにおいて、大成JVのほうから自主的な取り組みとして説明及び公表したところでございます。

本取り組みにつきましては、関係閣僚会議におきましては厚生労働大臣を初めとして関係大臣のほうからも一定の評価をいただいたわけでございますけれども、あわせて同時に、日本スポーツ振興センター並びに大成JVとも連携しつつ、しっかり対応するようという指導のお言葉をいただいたところでございます。

日本スポーツ振興センターとしましては、大成JVに対しまして、これまでも、そして重ねて法令遵守の徹底などを下請事業者を含めて周知するよう、要請してまいりました。現在もしております。現段階における大成JVの健康管理対策等の実施状況を聴取いたしまして、本日の第4回本協議会において御報告をさせていただくものでございます。

これから御報告をさせていただきます各項目の取り組みにつきましては、公表以前から実施しているものもございまして、また公表後にすぐには実施したもの、今後開始するものがいろいろござっております。その辺、御承知おきいただきたいと思っております。

見ていただきますと「1. 作業従事者の健康管理体制の整備」「2. 時間外労働の短縮化の促進」「3. 日常的な健康管理の促進」「4. ストレスチェックの実施の促進」がございしますが、これをそれぞれ3ページ以降で詳しく説明をさせていただきます。

3ページをごらんください。3ページは「1. 作業従事者の健康管理体制の整備」についての取り組みでございます。

まず1点目といたしまして、6月から現場内に健康支援施設といたしまして、健康相談室を設置してございます。健康相談室は8時半から17時半まででございます。看護師を常駐させてございます。一日当たり約10件程度の利用があるというふうに聞いてございます。

それに加えまして、11月末から医師及びカウンセラーを配置する取り組みを新たに始めたところでございます。これは作業従事者の方々が作業時間または休憩時間などを利用して気楽に、あるいは継続的に健康、体調、メンタルに関する指導や助言を受けられる機会を提供するもので、これによりまして作業従事者の健康管理を支援することを目的としてございます。

11月に配置して以降、本日までの医師及びカウンセラーの受診件数につきましては、医師については一日当たり約7件程度、カウンセラーについては一日当たり約3件程度あったと聞いてございます。これらの方々の相談内容については、相談者本人の同意を得た場合を除いては、原則として所属会社あるいは元請事業者等には、不開示とするなどプライバシー保護にはもちろん最大限配慮することとしてございます。

さらに医師については、健康相談のほかに、作業場や休憩所、トイレ、シャワーなどの衛生施設の巡視も行っていただきまして、必要に応じて維持・改善に向けた助言を受けることとしてございます。

なお、医師及びカウンセラーの配置につきましては、まずは週1回ずつ試行することとして開始したところで、今後の状況に応じまして配置日数・時間については必要に応じて検討していきたいと考えてございます。

2点目としましては、11月中旬に作業従事者が電話・メールによりまして、健康、仕事、プライベートな悩みなど、専門のカウンセラーに無料で相談できる窓口としまして「心と体の健康相談ホットライン」というものを設置してございます。電話相談の場合には月曜から土曜まで、メール相談の場合にはいつでも受け付けてございます。匿名での相談も可能であるとしてございまして、所属会社や元請事業者に相談内容が知られることなく相談をすることができるわけでございます。2019年11月の竣工時まで、これはずっと継続する予定でございます。

3点目で、今後、地域産業保健センターなどの協力によりまして、下請事業者への健康管理などに関する講話などを実施することにしていまして、今後、具体的な調整を進めさせていただきたいと考えてございます。

4ページをごらんください。続きまして「2. 時間外労働の短縮化の促進」についての取り組みでございます。

1点目といたしまして、下請事業者及び作業従事者に時間外労働の短縮化を促す方策としまして、5月から現場内詰所の原則20時閉所を徹底してございます。また、見回りを開始してございます。なお、7時45分から朝礼を行いまして、作業は原則8時から18時というのを厳守することにしてございます。

2点目といたしまして、8月から下請事業者に対して当該事業者の雇用する作業従事者の現場への入退記録を提供することによって、各事業者が作業従事者の労働時間の適正な把握の活用をすることができるようにする。時間外労働による健康障害防止に適切に取り組むことを支援しまして、毎月の災害防止協議会、労働安全衛生法に基づいて設置しているものですが、災害防止協議会でも繰り返し、これを周知しているところでございます。

なお、毎月の災害防止協議会におきましては、各下請事業者に対して法定時間外及び法定休日労働時間の合計が1カ月当たり100時間以上になる長時間労働を行った者につきましては、医師による面接指導を実施するよう指導を徹底してまいりたいと思っております。

す。

続きまして「3. 日常的な健康管理の促進」についてでございます。

下請事業者に対しましては、作業開始前に発熱、下痢など、自社の作業従事者の個々の体調の確認を行いまして、体調不良を把握した場合には健康相談室の、先ほどの御説明した医師あるいは常駐しています看護師への相談。その医師や看護師を通じまして近隣の病院に直ちに受診させるなど、適切な措置を講じるよう要請しているところでございます。

5 ページをお願いいたします。「4. ストレスチェックの実施の促進」についての取り組みでございます。

ストレスチェックにつきましては、各下請事業者に対しまして、年に数回、朝礼時に厚生労働省の「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を配付することとしてございます。まずは12月初旬に下請事業者の安全衛生責任者を通じまして、当日入場の約1,200名の作業従事者にチェックリストを配付いたしました。

その後の朝礼時に、作業従事者に対して、セルフチェックによるストレスチェックの実施を促しまして、高ストレス判定時には地域産業保健センター、あるいは健康相談室、電話などによる健康相談窓口を活用するよう、勧奨を進めているところでございます。

また、健康相談室には労働者の疲労蓄積度チェックリストや、5分でできる職場のストレスチェックリストなどのストレスチェックの関連資料を常時備えつけているところでございます。

6 ページをごらんください。さらに「5. その他」としてくくってございますけれども、11月末の災害防止協議会におきまして、下請事業者に対しまして、独立行政法人労働者健康安全機構において設置されました、新国立競技場専用の相談ダイヤルの案内及びストレスチェックの助成金、職場環境改善計画助成金、小規模事業場産業医活動助成金、心の健康づくり計画助成金。これにいろいろ御支援いただきまして、これらについての産業保健関係助成金の案内に対するリーフレットを配付して、周知を図ってございます。

以上、健康管理に関する主な取り組みでございます。これらの取り組みを既に始めていたものもございまして、これからのものを含めまして開始すること及びその具体的な内容につきましては、11月末に実施いたしました災害防止協議会において、大成JVの担当役員も参加いたしまして、下請事業者の事業主の方々に対して説明をいたしました。

また、朝礼時にも作業従事者一人一人に対してもしっかりと周知をしてございまして、今後とも災害防止協議会等において繰り返し周知を図りたいと考えてございます。この取り組みが実効あるものとなるよう、してまいりたいと考えてございまして、大成JVからもそのような決意を聞いてございます。

また、参考となりますけれども、7 ページをごらんいただきたいと思います。「6. 参考（快適な環境の整備①）」と、8 ページの「6. 参考（快適な環境の整備②）」というところで、続けて御説明をさせていただきます。

現場内の環境整備についてでございます。この職場環境の整備に関する取り組みにつき

ましては、工事着工時から元請事業者において実施をしてございますので、ちょっと紹介をさせていただけたらと思いますけれども、このスライドの幾つかの写真のとおり、メーンの休憩施設内の床は全てタイルカーペット敷となっております、作業靴を脱いでゆっくり休憩できる環境は整備してございます。

また現場で、今、1,300～1,400人の方々が常時入れかわりが入ってございますけれども、その中でも女性の作業従事者が100名弱おられます。現場で働く女性作業従事者が安心して働けるよう、女性専用の休憩所も設置しているところでございます。

さらに、各休憩所には作業従事者みずからの体調把握や健康意識の向上や支援をできるように、血圧計や体温計などを備えついたり、受動喫煙防止の取り組みも行ってございます。

また、広い工事現場でございますので、作業場の近傍で作業従事者が室内で休憩できるように、各所にスポットの休憩所も設置してございます。

8ページには、上段では衛生環境、施設整備の状況として、ヘルメット洗浄機、シャワー室・洗濯機・乾燥機、ハンドドライヤーなどの設備の設置について紹介をしてございまして、全てのトイレにはウォシュレットを完備したりして、衛生面の配慮も行ってございます。

また、下段は熱中症対策、夏場でございましたけれども、これは来年、再来年と、まだ工期は残ってございますので、水分補給できるための環境を整備してございました。冬場には温かいお茶あるいはスープを提供できるような環境を整備する予定と聞いてございます。

9ページには現在の工事の状況を、なかなか中に入って見ていただけませんので、ちょっと写真で1枚つけてございますけれども、新国立競技場は大体、国会議事堂の1割増しぐらいの広さの敷地に日本最大のスタジアムを設置するというところでございます。

東西南北の印が薄く白で書いてございますけれども、この写真は南西側から、ビルの屋上から定点観測を我々がしているもので、直近のもので、12月12日時点のものでございます。地上鉄骨がだんだん組み上がってきてございまして、完成後の姿あるいは規模感をイメージしていただけるのではないかと考えてございます。鉄骨が5階の最上階まで組み上がって、他の部分も追いかけるような形で、東側が一番進んでございますけれども、鉄骨組みの作業が進められてございます。

この西側の一番上の白いボックスみたいなものが小さくございますが、これが先ほども御説明したようなスポットの休憩所の一つになってございまして、こういったものを幾つか、作業従事者が室内で休憩できるように、現場各所に設置しているものでございます。作業の進捗に合わせて配置を変更したり、これを増設したり、またいろんな取り組みを行っているところでございます。

新国立競技場につきましては、昨年12月からちょうど1年少し経過しまして、残りの工期があと2年弱を切ってございます。2019年11月末の完成を予定してございます。その間、

今回のようなことが二度と起こることがないように、今、御説明しましたような健康管理の取り組みをしっかりと行っていきまして、状況に応じて、作業の状況も違ってございますので、いろんな取り組みの中で改善を図るべくところはいたしまして、大成JVに対する法令遵守の徹底によって、下請事業者を含めて、これもまた周知をし、健康管理の取り組みに関する実施状況を我々としても聴取して、定期的に本協議会に必要なに応じて報告するなど、しっかり対応してまいりたいと思っております。

お時間をありがとうございました。

○山越局長 どうもありがとうございました。

それでは、他の発注者の方からも引き続き、それぞれの現場におけます健康管理対策について御説明をお願い申し上げたいと思います。

まず、東京都さん、よろしく申し上げます。

○相場技監 東京都オリンピック・パラリンピック準備局技監の相場でございます。東京都が発注いたします大会施設工事での健康管理対策の一例を報告させていただきます。資料はございませんので、口頭で御説明させていただきます。

東京都は、2020年度大会に向けまして、現在、有明アリーナ、オリンピックアクアティクスセンター、海の森水上競技場などを初めとします大会の会場の整備を推進しているところでございます。これらの会場整備現場におきまして、元請企業さんなどが中心となって健康確保対策に取り組んでおります。

例えば血圧、血中酸素濃度、心拍数を測定するスマートウォッチを常に身につけていただき、労働者の健康状態を把握しまして、例えば高血圧の作業員の方で数値が悪い場合には、ふらつきによる転落防止のために高所作業は避けていただくとか、あるいは休憩をとらせるというふうに徹底している現場がございます。

また、週間工程表を作成いたしまして、工事進捗管理をしっかりと行うことで長時間労働を防止するなどの取り組みも進めている現場、労働時間短縮の専門委員会を設置いたしまして、勤務状況データの集計結果をもとに、改善が必要と思われる場合には部門責任者への確認や指導を行うといった取り組みを実施している現場もございます。

さらには、土日祝日勤務を自粛する取り組み、水曜を定時退社とするリフレッシュデーの実施、あるいは働き方改革ワーキンググループのチームを立ち上げて、作業時間の厳守など、さまざまな過重労働の防止の工夫が実施されております。

また、朝礼時に顔色を確認することで労働者の健康状態を把握するといった取り組みや、休憩所に血圧計を設置するなど、健康確保対策全般についてもさまざまな取り組みがされているところでございます。

これまでも発注者としていたしまして、現場の施工状況や労働環境の確認、労働安全衛生等の施工現場における法令遵守の徹底などにつきまして、确实・着実な取り組みを依頼してきたところでございます。今後も引き続き、関係者の皆様と連携いたしまして、労働安全衛生等に関する取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○山越局長 それでは、引き続きまして、組織委員会様、お願いいたします。

○山田部長 オリンピック・パラリンピック組織委員会技術管理部長をやっております山田と申します。よろしくをお願いいたします。工事におけます健康管理の取り組みについて御説明いたします。

現在、組織委員会のほうで動いております工事につきましては、一部の会場準備工事、それから、比較的工期の長い有明体操競技場の工事でございます。これ以外の工事につきましては、いわゆるオーバーレイ工事と申しまして、大会運営のための仮設物の設置工事が主体でございます。これらにつきましては、ほとんどが大会の直前の工事となります。いずれも大会の確実な開催という目標を見据えたものでございまして、現場におきましてもさまざまなストレスが想定されるため、健康管理の取り組みは重要なものと考えております。今日は、先行的に動いております工事での取り組みについて御紹介いたします。

まず、作業員の健康管理体制でございますけれども、これにつきましては現場において衛生委員会というものを設置しておりますが、各協力業者の作業員の生の声、間接ではなくて直接、これを取り上げまして、委員会での協議を実施しているところでございます。

それから、時間外労働で、オリンピック・パラリンピックのセキュリティーがございまして、その関係から、下請の作業員も含めまして入門管理を厳重にしております。その退場時間を管理することで、残業時間が多い作業員がいた場合は労働時間について指導を行うこととしております。

日常の健康管理についてでございますけれども、作業開始前に作業従業者の体調管理を行いまして、体調不良の場合は配置がえ、あるいは休息、専門医の受診等の指導をしているところでございます。

また、ストレスチェックにつきましても、JSCさんと同じように、労働者の疲労蓄積度チェックリスト。これの活用をいたしまして、取り組みを行っているところでございます。

引き続き、本会の事例なども参考にしながら、現場の安全対策についてしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山越局長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、三井不動産様、お願いいたします。

○野島部長 晴海五丁目計画、選手村のほうでございますが、こちらで特定建築者の代表をしております三井不動産レジデンシャルの野島と申します。

私どもの計画は、4つの街区で4社の異なる施工者が施工しております。施工者との間で事前にスケジュール上、無理のない工程であることを相互に確認しながら工事を進めておりますが、今日は各施工者が各現場で実施しております健康管理対策について報告をさせていただきますと思います。

まず1点目、作業員の方々の健康管理体制の整備についてでございますが、応急処置室というものを設置しておりまして、気分の悪いとき、体調に変調を感じた際、一時的に横

になって簡単な処置を行うことで症状の重篤化を防止しております。

2点目、労働時間の短縮化の促進でございます。祝日は休みといたしまして、4週5休を前提とした工程としております。

3点目、日常的な健康管理の促進でございます。月1回開催の現場内の災害防止協議会におきまして、全ての協力会社に対し、作業員の労務状況、健康状況を確認するように要請しております。また、毎朝の朝礼時の危険予知活動時に、職長がチェックシートで作業員ごとに健康状態の確認を行っております。

最後、4点目で、ストレスチェックの実施の促進でございます。近隣の診療所と委託契約を締結いたしまして、体調不良やメンタルヘルスの相談窓口として活用しております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○山越局長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの説明につきまして、御意見、御質問などありましたら、どなたからでも御発言のほうをお願いいたします。

どうぞ。

○大島副会長 建災防の大島でございます。

この衛生管理やメンタルヘルスについて、非常に素晴らしい取り組みをされておることと思いますが、建災防としてはさらにその対策を進め、充実したものにしようということで、お手元の一番後ろに「建設現場のメンタルヘルスと職場環境改善」というパンフレットをつけてございます。

先程も毎日の作業員の健康管理ということで取り組んでおられるとお聞きしましたが、建災防では、この建災防方式の健康KY、そして全作業員に行う無記名のストレスチェック。これを行いまして、それらを職場環境の改善に結びつけるということで、健康管理とメンタルヘルスの確保を通して不安全行動をなくしていこうということに取り組んでございます。

この内容は、パンフレットに小さな字でいろいろ書いてございますけれども、健康KYは毎日のKY活動の中で取り組んで、作業員の健康をチェックして、所長がその対策を行っていくということでございます。

そして無記名のストレスチェックでは、これは工期の間に数回、無記名で作業員全員の方にこのストレスチェックの調査票を出していただいて、この調査票からストレスの反応指数というものなどを、これはプログラムで既に建災防のほうで自動的に結果が出せるようにしておりますので、その反応指数などを見て、職場環境改善のチェックリストとシートというものがございますが、それに結びつけて職場環境改善を行っていこうというものでございます。そういうことを通しまして、作業員のストレスを軽減し、そして不安全行動を防止していこうということでございます。

職場環境改善のこのシートで、建災防では職場環境改善を設備とか施設面だけではなく、働いている作業員自身がストレスなく働けるような環境をつくるのが重要ではないかと

考えています。この職場環境改善シートの一例を挙げますと、作業の手順作成に作業員の意見を反映しているかどうか、作業担当ごとに決定できる仕事の範囲を広げているか、必要な情報が全員に正しく伝わるようにしているか、繁忙期やピーク時の工程管理を見直しているか、そのような形で実際、施設とか設備の環境面だけでなく、こういう作業計画の参加と情報の共有、勤務時間と作業の編成、円滑な作業手順、作業場環境、職場内の相互支援など、このような内容で職場環境の改善を行ってはどうかということで、この方式を進めるべく取り組んでいるわけでございます。

これからの労働安全は、教育とか規則ということだけでなく、働いている人の心理面そのものも考えて、いろいろな対策を行っていくということが大切であり、さらに災害防止につながっていくのではないかといいに考えておりますので、これらの資料を参考にさせていただいて職場環境改善につなげていただければとも思いますので、ちょっと一例を挙げて御紹介させていただきました。

○山越局長 大島様、どうもありがとうございました。

ほかの方、いかがでございましょうか。

どうぞ。

○土屋理事長 建設労務安全研究会の土屋でございます。今、大島副会長の話があったのですが、労研として健康管理対策、建災防さんから委託を受け、協力しながら活動してまいりました。そちらのほうの報告をさせていただきたいと思っております。

平成27年度はメンタルヘルスの取り組み状況について、労研各社及びその協力会社の専門工事業者合わせて374社を対象としたアンケート形式による実態調査を行い、平成28年度は建設現場用ストレスチェックの標準値を検討するための調査では、会員各社の建設現場から約6,000人分のデータを収集しました。今年度は会員各社の建設現場で行われている労働条件やメンタルヘルスを含む職場環境改善の事例を268件収集及び建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックを会員会社で実施し、今、効果の確認を行っています。

働き方改革が進められる中、メンタルヘルス対策を含む職場環境改善の推進は大きな効果が期待されることから、労研としても今後も建災防に協力し、活動していきますので、行政側からも後押しをぜひよろしくお願いいたします。

また、建設職人基本法の基本計画に掲げられている安全衛生経費の確保は建設現場の健康管理及び安全管理上の向上のため不可欠であることから、厚生労働省、国土交通省の政策に積極的に協力して役割を果たしていきます。

以上2点が取り組み状況です。

○山越局長 土屋様、どうもありがとうございました。

ほかはいかがでございましょうか。

どうぞ。

○竹中本部長 日建連の安全対策本部長をしております竹中でございます。大会施設工事におけます健康管理につきましては、ただいまJSC様ほかからお話がございましたので、私

からは日建連が現在取り組んでおります施策についてお話をさせていただきたいと思えます。

政府が本年3月に策定いたしました働き方改革実行計画では、同一労働同一賃金など、非正規雇用の処遇改善。それから、賃金引き上げと労働生産性向上。そして、罰則つき時間外労働の上限規制の導入など、長時間労働の是正など、働き方改革実現に向けました諸課題への対応策が示されました。産業界、各企業に対しまして、積極的な取り組みを求めています。

これを受けまして、日建連では平成27年4月に策定いたしました「再生と進化に向けてー建設業の長期ビジョンー」に基づきまして、建設技能者の処遇改善、生産性の向上、けんせつ小町の活躍推進、建設キャリアアップシステムの活用などの諸課題につきまして、活動を展開させております。

今年度は、新たに週休2日について推進本部を設けまして、業界一丸となって取り組みをスタートさせました。日建連といたしましては、政府の働き方改革実現に向けた諸課題に対しまして、建設業界全体として総合的に推進していくため、9月に働き方改革に関連する諸課題の推進方策の基本方針を公表いたしました。この基本方針に基づきまして、各種具体策を強力に展開してまいり所存でございます。

さらに、日建連では快適職場認定制度を創設いたしました。12月20日に公表させていただきました。本制度は次世代の担い手確保・育成に向けた建設作業場の環境改善の推進と、建設業に対するイメージアップを図ることを目的といたしまして、作業環境の改善に積極的に取り組んでいる建設作業場を審査いたしまして、基準を満たした作業場を日建連が認定・公表するものでございます。

こうした取り組みによりまして、工事に従事する方々の安全と衛生面のさらなる向上を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山越局長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

どうぞ。

○山下部長 文部科学省でございます。

先ほど日本スポーツ振興センターより御説明がありました健康管理に関する取り組みは、関係省庁の御支援・御協力も得て取りまとめられたものでございます。これらの取り組みが着実に実施され、今回のような事案が二度と起こらないよう、文部科学省といたしましても関係省庁と連携し、しっかり指導・助言してまいります。

引き続きの御協力、よろしく願い申し上げます。

○山越局長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございますでしょうか。

それでは、政務官、よろしく願いいたします。

○田畑政務官 今ほど、まずJSCの望月理事様並びに各委員の皆様方、組織委員会や三井不動産様初め、それぞれ皆様方から御説明や御発言をいただきました。まことにありがとうございます。

何よりも国民的な祭典でありますオリンピック・パラリンピックの競技場、各種の建設工場の現場において、これまで発生したような重大な労働災害を繰り返すことがあってはなりません。そういう決意のもとに皆様、全ての関係者の方々がそれぞれの役割を果たしていただくことが大変必要だと思います。

きょう御紹介いただきました取り組みを参考に、個々の事業者における法令遵守にとどまらず、それぞれの現場において発注者、元請事業者の皆様が中心となって、現場を挙げた積極的な取り組みをお願いする次第であります。

また、大会施設工事における健康確保対策について、それぞれの御発言がございましたが、大変重要な課題でございます。この協議会の中で引き続きフォローしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次の議題で扱われることとなりますが、協議会として大会施設工事の安全を呼びかけるスローガンを募集したところ、前に横断幕がございますが「未来に伝える安全管理 成功させよう夢の祭典」というスローガンに決定させていただきました。このスローガンに基づいて、大会施設工事の安全管理を初めとするさまざまな安全衛生対策を建設業界全体の一つのモデルとして未来に伝えていけますように、皆々様の一層の御協力・御尽力をお願い申し上げる次第であります。

以上です。

○山越局長 ありがとうございます。

それでは、各発注者及び建設業界の皆様におかれましては、本日は皆様からいただきました御意見も参考としていただきまして、ぜひ積極的に健康確保対策を推進していただくよう、お願い申し上げます。

また、政務官から発言申し上げましたように、本日の協議会も踏まえまして、各現場がどのような取り組みを行っているのか、この協議会でフォローアップもしていきたいと思っております。具体的には、また事務局におきまして調整を進めていく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最後の議題の「(3) その他」について、まず事務局から説明をお願いいたします。

○縄田建設安全対策室長 今ほど田畑政務官からスローガンについて御紹介がございましたが、若干、事務局から補足の説明をさせていただきます。

スローガンにつきましては、厚生労働省のホームページ等を通じまして公募をいたしましたところ、全国から523件の応募がありました。これらの応募作品について本協議会構成員による審査を行った結果、東京都在住の西嶋直昭さんの作品「未来に伝える安全管理 成功させよう夢の祭典」をスローガンとして決定いたしまして、去る10月5日に公表したと

ころでございます。

スローガンにつきまして、少し時間がかかってしまいましたが、今、お手元に見ていただけますように、厚生労働省において横断幕あるいは懸垂幕として制作いたしました。これから発注者の皆様に無償貸与いたします。大会施設工事において掲示していただき、建設工事に携わる方の安全意識の向上に役立てていただくとともに、多くの人たちと大会をつくり上げていこうとする大会エンゲージメントに貢献できればと考えているものでございます。

以上でございます。

○山越局長 それでは、続きまして、東京労働局から資料4が提出されております。これにつきまして、御説明をお願いいたします。

○勝田局長 東京労働局長の勝田でございます。資料4をごらんください。

まず、東京都内では2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けて、工事量増加が見込まれ、既に元請職員や関係請負人労働者の人手不足が顕在化しつつあり、現場管理に支障を生ずることとなることによって、労働災害の増加が懸念されます。

実際の労働災害の発生状況が資料4の右下のほうにございますが、本年7月ごろより死亡災害が前年同期に比べて急増する。こういった状況となっておりますことから、死亡災害に歯どめをかけるため、9月に労働災害防止決起大会を開催し、建設業の死亡災害を決して発生させてはならないとの決意を建設工事関係者と共有したほか、12月には現場作業が慌ただしくなる年末を迎えるに当たり、建設業店社・関係団体・公共工事発注機関に労働災害防止の緊急要請を行ったところでございます。

これらの取り組みと並行いたしまして、この資料4の左側にありますとおり、東京労働局におきましては、東京都内で施工する2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設工事の受注事業者、元方事業者を対象とした「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会 大会施設工事安全衛生推進連絡会」及びこの連絡会による現場パトロールを本年7月と12月に実施しております。構成員相互での現場パトロールを実施するなどの活動を通じて、労働災害防止活動や災害事例等に関する情報交換、先進的な安全衛生対策に関する好事例の収集と情報共有を行うこととしております。

後ろをごらんください。パトロールの実施状況ですが、7月27日に海の森水上競技施設整備工事の現場パトロール及び熱中症防止対策をテーマとした連絡会会員2社から取り組み事例の発表を行い、会員間での情報を共有いたしました。

また、12月5日には選手用の宿泊施設として一時利用される晴海5丁目西地区第一種市街地再開発事業の現場パトロール及び下請労働者の安全衛生教育の取り組み状況等について、連絡会により情報共有したところでございます。

このような取り組みを通じ、大会施設の建設工事が大会の一つのレガシーとして、今後、快適で安全な建設工事のモデルとなることを目指しております。

ただ、これまでどちらかといいますと基礎工事中心でございましたが、今後、躯体が立

ち上がってまいりますと、最初に発表のございました労働災害の中で一つもなかった転落・墜落といったものも懸念されるところでございます。

関係者の皆様、引き続き御協力をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○山越局長 それでは、ただいまの事務局、それから、東京労働局からの説明につきまして、御質問などがございましたら、どなたからでもおっしゃっていただければと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題は以上でございます。円滑な議事の運営に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

事務局から連絡事項などありませんでしょうか。

○井上安全課長 本日の会議の議事録につきましては、後ほど皆様方に御確認をいただきますので、よろしく願いしたいと思います。

また、本日の議事を踏まえた連絡事項等につきましては、後日、事務局から御連絡を差し上げます。よろしく願いいたします。

では、本日はありがとうございました。